令和 4 年度第 1 回習志野市文化財審議会会議録

- I 開催日時 令和5年2月7日(火)午後2時から午後4時
- 2 開催場所 習志野市庁舎2階 会議室2-4
- 3 出席者

【委 員】放送大学非常勤講師 山岸 良二

立正大学特任教授

阿由葉 司

千葉商科大学教授

慶應義塾大学非常勤講師

市川市史編さん委員会委員 朽木 量

建築家

木更津市史編さん部会委員 大橋 智子

【事務局】 生涯学習部 部 長 片岡 利江

次 長 上原 香

副参事 越川智子

主 幹 宮﨑 宗長

社会教育課 主任主事 髙野 亮

主任主事 藤本 光徳

主任主事 岩田 薫

4 議題

- 第1 会長の選出
- 第2 副会長の選出
- 第3 会議の公開(非公開)
- 第4 会議録の作成等
- 第5 会議録署名委員の指名
- 第6 諮問
 - (1) 習志野市指定文化財の指定について

第7審議

(1) 習志野市指定文化財の指定について

第8報告

- (1) 指定文化財・登録文化財等について
- (2) 埋蔵文化財について
- (3) 文化財の保存と活用について
- (4) 習志野市文化振興計画の進捗について

第9 その他

5 配布資料

- (諮問1) 習志野市指定文化財の指定について
- (報告1) 指定文化財・登録文化財等について
- (報告2) 埋蔵文化財について
- (報告3) 文化財の保存と活用について
- (報告4) 習志野市文化振興計画の進捗について

6 議事内容

第1 会長の選出

会長の選出方法について、指名推薦との意見があり委員全員が賛同したため指名 推薦により会長を選出することとなった。

大橋委員から山岸委員の推薦があり、その他委員からも賛同があったため全員一 致で山岸委員が会長に選任された。

第2 副会長の選出

副会長の選出方法について、会長に一任してはどうかとの意見があり委員全員が 賛同したため会長に一任することとなった。

山岸会長が、阿由葉委員を指定したことにより、阿由葉委員が副会長に選任された。

第3 会議の公開(非公開)

本審議会は、習志野市の審議会等の設置及び運営に関する指針により、原則公開となっている。非公開となる事項は無い。

第4 会議録の作成等

議事録について、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事

項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

第5 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、阿由葉委員と大橋委員を指名し決定した。

第6 諮問

(1) 習志野市指定文化財の指定について

髙野主任主事

藤崎冨士講社の富士塚については、平成 30 年度から 3 回にわたり、文化財審議会の委員の皆様にご意見をいただきながら、指定に向け検討を進めてきた。この度、指定対象の精査・関連事項の調査が終了したことから、富士塚を単独で指定することとしたい。

名称は藤崎冨士講社の富士塚、員数は富士塚が一基。所在地は習志野市藤崎一丁目 176 番地。藤崎森林公園の裏側、習志野市企業局の方から見ると、北東方向になる。千葉県指定史跡の藤崎堀込貝塚内にある。

江戸時代末期に、藤崎冨士講社の講員の手によって作られ、昭和 6 年に改築をされ、現在の姿になった。この度、文化財の種別としては、民俗文化財として指定する予定だ。習志野市指定文化財における民俗文化財の適用指定基準としては、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗・慣習・民俗・芸能及びこれらに用いる衣服・器具・家屋・その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため、欠くことができないもののうち、市にとって重要であることとなっている。

当該富士塚を築造し、現在も管理をしている藤崎富士講社は、現在も活動を続けている市内で唯一の富士講の団体である。現在の講員は 21 名で、活動内容としては、例年 1 月・5 月・9 月に拝みの行事、4 月に富士塚の清掃を行っているほか、3 年に 1

度、富士山に登拝を行っている。しかしながら直近 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の流行により、4 月の富士塚の清掃のみ行っているという状況である。結成時の記録は残っておらず、正確な結成年代は不明である。ここで指定しようとしている富士塚は頂上に一番古い石碑があり、こちらに天保 4 年の表記があることから、藤崎富士講社は江戸時代末期より活動をしていたものと考えられる。

富士塚の大きさとしては、高さ約 2 メートル。登山道や、富士山周辺の名所、行場を 刻んだ石碑などを配置し、黒ボクと呼ばれる富士山の溶岩を使用して作られている。富 士塚の山頂に所在する奥宮の正面には富士仙元と刻まれており、右側面の方に天保 4年の銘がある。こちらは富士塚の石造物の中でも最古である。富士塚の五合目付近 にある石碑は、現在は正面が剝離して、読めなくなっているが、平成元年の模造図によ ると、小御岳 石尊 大権現とあったことがわかる。裏面も、一部剝離して読めない部分 があるが、安政と読める部分があるので、安政年間に作られたものということがわかる。 次に富士塚の登山道の手前、左側に位置する石碑には、元治元年の銘があり、正面に は大天狗 高尾山飯綱大権現、小天狗 小田原道了大権現の他、願主 4 人の人名が 刻まれている。藤崎冨士講社の歴代先達の名を記した石碑は、昭和 6 年銘のため、富 士塚の改築の際に作られたものと思われる。その隣の手前の方にある石碑は、藤崎富 士講社の世話人・講社員の名を記した石碑である。世話人が 11 人、講社員が 37 名 の記名があり、同じく昭和 6 年銘の大山阿夫利神社と記された石碑もある。富士講に おいては、大山は富士山神の姉神であるとされ、富士登山の帰路には、大山登拝を行 う習俗があったことから設置されたものと思われる。富士山の登拝記念碑は、昭和 61 年と比較的新しいものである。

元治元年銘の石碑には、田久保甚兵衛、田久保五兵衛、佐野佐左衛門、吉野浅右衛門という人物名が記名されている。富士吉田の小佐野倍彦家文書の中の、弘化 4年 12月 藤崎村 富士山勧化帳という古文書にも、藤崎村の檀家として、田久保甚兵衛と、佐野佐左衛門、吉野浅右衛門の人物名を確認できる。富士吉田の小佐野倍彦家文書の中にある、安政 4年 12月 藤崎村 富士山 御縁年 寄附 連名帳という古

文書の中にも、田久保甚兵衛、田久保五兵衛、佐野佐左衛門の人物名を確認することができる。このように、藤崎の石造物の物的証拠のみならず、富士登拝の受け入れ側である、富士吉田の御師・小佐野家に伝わる文書からも活動の実態が確認できることから、江戸時代の弘化から安政期においてこの活動が行われていたということの裏付けといえるのではないか。これらを踏まえて、当該富士塚は江戸時代末期から富士講信仰を現在に伝える物件として、市にとって重要なものと判断されることから、民俗文化財として、習志野市指定文化財に指定しようとするものである。

阿由葉委員

前回の審議会で紹介された以前の講元宅で保管されている伝来品、附属物等々は指定しないで、富士塚のみを指定するということか。

髙野主任主事

これらの物については、来歴等含めて、更なる精査が必要と判断したので今回の指定からは見送りとした。このことから年代が特定できた富士塚を指定したい。

山岸会長

藤崎堀込貝塚が、千葉県指定史跡になっている。県指定の上に、市指定を重複して 指定するという形になる。その辺の考え方を聞きたい。

髙野主任主事

県指定の貝塚に対して開発とかの行為をする訳ではない。あくまで底地の上に乗っている形の物を指定するため、底地をどうかする訳ではないので、特段問題は無いと考える。

山岸会長

指定が決まれば、看板等を建てるのか聞きたい。

宮﨑主幹

現在も正面に説明看板は建っている。市指定文化財になると、更に途中の案内表示などを付けたいと考えている。

朽木委員

石碑も含めて指定するということか。

宮﨑主幹

富士塚の範囲と、その敷地内にある石碑等の指定を考えている。

朽木委員

習志野市文化財保護条例で言う記念物ではなく民俗文化財の方がいいということか。習志野市文化財保護条例の記念物のところで「貝づかその他の遺跡」とされているので富士塚と付帯の様々なもの含めてというと記念物でも出来ると思うが、富士塚限定となると、如何なのか。

宮﨑主幹

あくまでも信仰の対象としての富士塚ということで指定したいと考えている。

朽木委員

私は民俗文化財の方がいいと思う。一旦指定しておいて、その後の講の変化等々に 応じて、無形の民俗文化財であるとか、或いは講の方で持っている歴史的な古文書が あるので、追加で指定していくというのも考えらえる。

朽木委員

富士講自体が殆ど首都圏で消え行く状態にある中で、コロナ禍で休んでいるとは 言え、いまだにやっておられること自体が珍しいレアなケースだと思う。そうなると将来 的に無形の民俗文化財としての指定も考えられ得る話だと思っている。

宮﨑主幹

近隣の八千代市を見ても、講員は3人しかいない。

習志野市に関しては、50代から80代の方がいる。近年 I 人増えており、将来的には続いていけると思う。民俗文化財、或いは、無形・有形文化財については、今回は年代の確定したものを指定していきたい。

講の伝来品について、お伝えとか書物、御胎内から出てきた弘法大師とか、そこで使われていたことはほぼ間違いないが、来歴が今一つ不明である。先達の家にあるので、 先々代くらいの昭和 3 年時の講元が使っていたのは間違いないと思うが、来歴を記したものがない。もう少し調べて来歴が分かるものが出てきた段階で、改めて指定について検討していきたい。

大橋委員

富士塚というのは、花崗岩の石の部分ではなくて、土を含んだ全体を指していると思われる。樹木とか沢山生えているが、どの範囲まで指定するのか。

宮﨑主幹

あくまでも人が盛り上げた塚の部分とその周辺の指定を考えている。木等はその上に生えてきたものということなので、あくまでも登山道を含めた、山頂に祠がある部分の塚というものの指定を考えている。

大橋委員

構築物としての石というか。

宮﨑主幹

途中の黒ボクという富士山の石とか、御胎内もある。山頂に祠が祀られている。そこへ行く参道があって、その信仰の対象としての富士塚一式を考えている。藤崎富士講社の人達が使っている部分としての富士塚の周囲 5 メートル位の部分も含めて考えている。あくまでも富士塚、その周辺の若干歩ける部分の範囲ということで考えている。

山岸会長

前回の習志野市の指定文化財はいつか。

宮﨑主幹

ドイツ捕虜関係資料の指定以来なので、令和元年の指定以来、3年半ぶりになる。

山岸会長

さっき見た石碑の色々な形は、年代的には如何か。

朽木委員

石碑の形から言うと、殆ど全部、自然石の、奥宮はちょっと典型的な形なので、これが本堂で構わない。他は自然石を掘り出したままの石ばかりなので、いわゆる竿物になってないので、年代分類できない。ただ、年代が特定されていることから一旦ここで指定をしておいて、また講自体が危機に瀕してきたとか、有効的に無形文化財の方に指定していくということにすると、少しやる気が出てまた復活するのということがあり得ると思うので、一旦はこれで宜しいのではないかと思う。

山岸会長

藤崎堀込貝塚の上にある、富士塚の塚の部分を今回指定していくということか。別に付帯する講の部分は、講をやっている方には、事前に話はしているか。

宮﨑主幹

講元の方には、審議会にかけて、教育委員会会議にかけること、講自体を指定するのは、やはり年代確定が難しいので、富士塚を指定するという方向にしたい、と話している。

<山岸会長が賛否の決を採ったところ、全員賛成であった。よって本審議会は下記の 通り答申することに決定した。>

山岸会長

答申、本件は、冨士講信仰の民俗資料として、市にとって重要なものと認めることから、民俗文化財として、習志野市指定文化財に指定すべきであると考え、以上をもって答申する。

第8報告

(1) 指定文化財・登録文化財等について

髙野主任主事

旧大沢家住宅の修繕についてであるが、茅葺き屋根全体に老朽化による傷みが見られ、特に背面の傷みが激しいことから、令和3年2月より、雨漏り等を抑えるために、屋根の2分の1に防水シートによる養生を行っている状況である。当初は千葉県の補

助金を活用して、令和 4 年度から 5 年度の 2 ヵ年で屋根の表層葺き替えを行う予定だったが、令和 4 年度は屋根修理にかかる補助金が本市の要求額に達しなかったことから、予定を I 年先送りにして、令和 5 年度から 6 年度で行えるよう、千葉県に申請し、調整しているところである。外壁や内壁も、ひび割れや、中の竹の部分の破損等が見られ、修繕が必要な状況になっていることから、今年度、県費補助金を活用して、I 月 7 日より修繕を行っている。

旧大沢家住宅・旧鴇田家住宅で実施した催し物は次の通り。

6月21日から7月7日まで、両住宅で七夕飾り。

7月27日、旧鴇田家住宅でおはなし会。

9月10日、旧鴇田家住宅でお月見会。

11月10日、旧鴇田家住宅で落語会。

以上を実施した。

アンケートの集計結果を見ると、これらの催し物の際、初めて当該住宅に来られた方もいらっしゃったので、旧鴇田家住宅、旧大沢家住宅を知って来館していただくために、様々な催しを開催していくということが重要だと考えている。

なお、旧大沢家住宅では消防訓練を 11月14日に実施した。

山岸会長

旧大沢家住宅の屋根がかなりひどい状態のようだが今年度の状況について聞きたい。

髙野主任主事

県の補助金が満額出なかったので、補助金の範囲内でできる補修部分ということで外壁の修理を実施した。

山岸会長

屋根の修繕はどうなっているのか。

髙野主任主事

令和5年度と6年度で実施するということで県と協議している。

山岸会長

消火訓練であるが、消火ホースで建物全体を網羅できるか。

髙野主任主事

写真だと | 箇所しか写ってないが、反対側にももう | 箇所消火ホースがあるので、 両方使えば建物全体に水が行くようになっている。

大橋委員

旧大沢家住宅について、北側の茅の痛みが特に激しい。以前見たときよりも傷んでいる。

茅が傷むというのは、理由がある。旧大沢家の場合は、北側の山が迫っていて、そこの樹木が相当覆い被さっていることが原因である。その原因の対策をしっかりやっていかないと、補修しても、またすぐに傷んでしまう。

もう一つ、まとめて改修するのではなく、常日頃から差茅をやるということが、建物を 長持ちさせるためにはすごく大事なことなので、ぜひ検討していただきたい。

さらに茅葺きの施工業者をどこに頼むかが大事である。茅葺はその地方ごとのやり 方がある。 I 種類ではなく色々な種類の茅を足していく。断面を見ると模様が見えるが、 地方により違うものである。

次に外壁に関して横に入っている亀裂のことを聞きたい。

髙野主任主事

補修前の状態は、柱のつけ根と土台との間に、隙間が出来て中の竹が露出してしまっている状態であった。そういうところに下から 40 センチから 50 センチのところに横にずっと見切り線が入っているような感じである。土壁を少し塗り込んだ直後に撮影した写真なので目立っている。

大橋委員

壁の補修に関しても根本的な原因が何かということを、よく調べたほうが良い。せっかく予算を取って直しても同じこと繰り返しになってしまうと、無駄になってしまう。下地からやるとお金がかかってしまうが、長い目で見てどうするのかということを決めたほうがいい。

防火訓練について、その建物自体の消火のためが目的ではなく、近隣の建物に延 焼させないことが目的ではないかと思う。事務局でも確認してもらいたい。

宮﨑主幹

延焼防止が目的かどうか確認する。

(2) 埋蔵文化財について

岩田主任主事

<開発に伴う埋蔵文化財の取扱確認・協議業務、及び周知の埋蔵文化財包蔵地における埋蔵文化財の取扱いについて、資料「報告(2)埋蔵文化財等について」により説明。>

大橋委員

慎重工事について伺いたい。

岩田主任主事

慎重工事になる場合の要件について説明する。過去の土木工事による損壊や地形等を考慮して慎重工事または工事立会とする場合もあるが、遺跡内では基本的に試掘・確認調査を実施して取り扱いを判断する。

<発掘調査の流れについて説明する。>

大橋委員

きちんと届出がなされるように市がどのように関わっているのかが気になる。地盤改 良工事が行われると破壊されてしまうのだろうと心配しているところである。

岩田主任主事

千葉県教育委員会の指導では、地盤改良工事も土木工事の対象として判断を行っている。事業者に対しても、地盤改良を考慮して発掘調査・現状保存等の対応を行うことを説明している。

山岸会長

開発の相談件数の今後の見込みをどのように見ているのか。

越川副参事

市内の開発の状況を見ると、戸建ての建替等を含め減るということはない、同程度 の件数で推移すると見ている。

(3) 文化財の保存と活用について

藤本主任主事

<文化財等の調査・整理、文化財等の普及・活用、及び文化財保護行政の推進につい

て、資料「報告(3)文化財の保存と活用について」により説明。>

山岸会長

文化財等の調査・整理について説明の中で、谷津遊園に対する問い合わせとあるがどういう内容なのか。

宮﨑主幹

谷津遊園にかつてあった動物園のトラの飼育に関する問い合わせである。

大橋委員

遊園地の歴史も興味深いものがある。谷津遊園、船橋ヘルスセンター、上野公園を研究している方もいる。

宮﨑主幹

市でも谷津遊園の写真等を沢山保存しているので、展示や特集を組みたいと考えている。

山岸会長

阪東妻三郎とか西竹一の話とか、谷津遊園は大変興味の尽きない施設であった。 阪東妻三郎の撮影所の建物が、現在は千葉市中央区のトヨペット本社として使われている。

大橋委員

国の登録文化財に指定されている重要なものである。

(4)習志野市文化振興計画の進捗について

越川副参事

文化振興計画について、手元の配布資料①習志野市文化振興計画実施状況調査 表(R3)に基づいて以下のとおり報告する。

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として策定したものである。
- ・全体で47の取り組み内容を明記し、目標の達成に向けて、これを推進している。
- ・方向性の施策の取り組み内容ごとに、A からCまで 3 段階の総合判定を行っている。 B は実施予定事項が一部できた、Cは実施事項が全くできなかったもの。
- ・令和3年度は計画の | 年目であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果となっている。BC評価のうち、新型コロナの影響による評価結果となったものは一番右側の欄に○印を記載している。
- ・なお、令和 4 年度は現在まで、感染対策を取りつつ、概ね内容を実施できている。

山岸会長

振興計画は、何年間の計画なのか。

越川副参事

令和3年から5年間の計画である。

山岸会長

文化ホールは令和何年度に閉館になるのか。

越川副参事

令和4年度末である。長期休館になる。

山岸会長

今回のような評価結果が、これから毎年度出てくるということか。

越川副参事

その通りである。

朽木委員

千葉県で文化財保存活用の地域計画が立てられ、各種市町村においても地域計画を策定していると思う。その地域計画と今回の説明のあった文化振興計画とのリンクというようなことを想定しているのか。

宮﨑主幹

文化振興計画は、令和 2 年に策定して令和 3 年から実施しているが、直接的なリンクというものはない。

朽木委員

文化振興計画は、文化財の包括的な活用というのものではないということか。別に文化財の活用計画を立てるということか。

宮﨑主幹

文化財活用計画は、まだ作成していない。文化振興計画とは、切り離した形で作る考えである。

朽木委員

どのくらい進んでいるのか。

宮﨑主幹

まだ、未着手である。

大橋委員

文化財の保存活用がとても大事だと思う。各地で登録文化財の数が増えている。津田沼周辺で登録されるものが少ないと思う。情報収集はどのようにしているのか。

宮﨑主幹

習志野市にゆかりがあるものとして、書籍等を購入したりして、新たに寄贈したりした物を展示したりしているが、文化財というものはない。

大橋委員

建物の登録文化財はどうなのか。

宮﨑主幹

今のところ、建物の登録文化財の予定はない。

山岸会長

今回の諮問が3年ぶりということになる。また、新たに登録していただきたい。

宮﨑主幹

取り組んでいきたいと考えている。

第9 その他

山岸会長

その他の事項について、事務局から何かあるか。

宮﨑主幹

次回の会議は、令和5年 8 月頃を予定している。また、山岸会長の予定と調整したい。その時に埋蔵文化財調査室の視察を予定している。

以上。

<閉会>